

子保発 0830 第 1 号
令和 3 年 8 月 30 日

各都道府県民生主管部（局）長 殿
各指定都市・中核市民生主管部（局）長

厚生労働省子ども家庭局保育課長
（ 公 印 省 略 ）

「保育所における感染症対策ガイドライン(2018 年改訂版)」一部改訂について

保育所における感染症対策については、「保育所における感染症対策ガイドライン」（平成 21 年 8 月公表、平成 24 年 11 月改訂、平成 30 年 3 月 2 回目改訂。以下「ガイドライン」という。）を活用し、各保育所において実施されているところであるが、今般、「保育所における感染症対策ガイドライン(2018 年改訂版)一部見直し検討会」における検討を踏まえ、別添のとおりガイドラインを一部改訂したので、通知する。

貴職におかれては、別添の内容について御了知いただくとともに、ガイドラインが貴管内の保育所をはじめとする多様な保育の現場において広く活用されるよう、管内市区町村、保育関係者等に周知いただくよう、願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言として発出するものであることを申し添える。

1. ロタウイルス感染症の定期予防接種の対象疾病追加による 修正及び追記
（予防接種法施行令及び施行規則等の改正（令和 2 年 10 月））

修正・追記内容《ガイドライン本文 P19～P26、（別添 1）P59》

- ・「ロタウイルス（感染症）」表記の修正および追記
- ・図 5 日本の定期・任意予防接種スケジュール の更新（P25）
- ・表 2 日本において小児への接種可能な主なワクチンの種類 の更新（P26）

2. 異なる種類のワクチンを接種する際の接種間隔のルールの規定変更による
修正及び追記（令和 2 年 10 月 1 日）

修正・追記内容《ガイドライン本文 P19～P20》

- ・不活化ワクチンに関する接種間隔規制が撤廃され、実施要領も改訂されているため
該当箇所を削除
- ・生ワクチン → 注射生ワクチン と表記を修正

3. 児童福祉施設における職員に対する麻しん・風しんの予防接種勧奨規定の
追加による 修正及び追記

（麻しんに関する特定感染症予防指針 平成 31 年 4 月 19 日一部改正）

（風しんに関する特定感染症予防指針 平成 29 年 12 月 21 日一部改正）

修正・追記内容《ガイドライン本文 P21～P22》

- ・※「指定保育士養成施設の保育実習における麻しん及び風しんの予防接種の実施について」（平成 27 年 4 月 17 日付け雇児保発 0417 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）を削除。
- ・「麻しんに関する特定感染症予防指針」、「風しんに関する特定感染症予防指針」における保育所職員の予防接種に関する記載の要旨」を追記

4. 新型コロナウイルス感染症についてーコラムの追記

追記内容《ガイドライン本文 P31～P32》

- ・ 新型コロナウイルスについて現状での知見に基づいた事項および
保育所における基本的な新型コロナウイルス感染防止対策をコラム
として記載

5. 塩素系消毒薬の新規薬事承認による修正及び追記

修正・追記内容《ガイドライン本文 P27 （別添 2） P70～P71 》

- ・ 令和元年 10 月に新規薬事承認された亜塩素酸水に関する記載を（別添 2）
「表 3」、「表 4」に追記
- ・ 上記に伴い、「表 5」中の「次亜塩素酸ナトリウム」を「塩素系消毒薬の
希釈液」に修正